

## みどり荘における所定疾患施設療養費による算定状況

施設内における特定の疾患になった利用者の治療の人数

特に肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎になって治療を行った利用者の人数は以下の通りです

### 所定疾患算定数(人数)

	令和 5年			
	肺炎	尿路感染	蜂窩織炎	带状疱疹
4月	1			
5月				
6月		2		
7月		2		
8月				
9月		1		
10月		1		
11月		1		
12月				
1月		2		
2月		2		
3月		2		
合計	1	13	0	0

治療内容は、投薬・検査・注射・処置等

同一の利用者について月に1回、連続する7日間または10日間を限度として算定

所長 上田 隆夫